

# 控 訴 状

平成19年12月28日

東京高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	酒	井	幸		
同	今	給	黎	泰	弘
同	金	塚	彩	乃	
同	新	谷	桂		
同	永	尾	廣	久	

控訴人 (原告) 別紙控訴人目録のとおり (36名)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 東京都庁内

被控訴人 (被告) 石 原 慎 太 郎

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被控訴人 (被告) 東 京 都

代 表 者 知 事 石 原 慎 太 郎

謝罪広告等請求控訴事件

訴訟物の価額 金23,018,500円

貼用印紙額 金138,000円

上記当事者間の東京地方裁判所平成17年(ワ)第14143号(第1事件)、平成17年(ワ)第24104号(第2事件)および平成19年(ワ)第6821号謝罪広告等事件(第3事件)について、平成19年12月14日言い渡された下記判決は、不服であるから控訴をする。

## 原判決の表示

原告の請求を棄却する。  
訴訟費用は原告の負担とする。

## 控訴の趣旨

第1 原判決を取り消す。

第2 請求の趣旨

1 第1及び第2事件

- (1) 被控訴人石原慎太郎は、別紙控訴人目録1ないし13記載の控訴人らに対し、本判決確定の日から7日以内に、別紙謝罪目録1記載の内容の謝罪広告を、  
に、同別紙に記載した掲載条件で各1回掲載せよ。
- (2) 被控訴人石原慎太郎は、別紙控訴人目録1ないし13記載の控訴人ら各自に対し、50万円及びこれに対する平成16年10月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人石原慎太郎は、控訴人西川直子及び同菅野賢治に対し、本判決確定の日から7日以内に、別紙謝罪目録2記載の内容の謝罪文を交付し、かつ、同内容の謝罪広告を、東京都公式ホームページ(<http://www.metrotokyo.jp/>)に、同別紙に記載した掲載条件で1か月間掲載せよ。

2 第3事件

- (1) 被控訴人東京都は、別紙控訴人目録1ないし12、同目録14ないし36記載の控訴人ら(ただし、控訴人西川直子及び同菅野賢治を除く。)に対し、本判決確定の日から7日以内に、別紙謝罪目録3記載の内容の謝罪文を交付し、かつ、同内容の謝罪広告を、被控訴人東京都の公式ホームページ

(<http://www.metrotokyo.jp/>) に、同別紙に記載した掲載条件で6か月間掲載せよ。

- (2) 被控訴人東京都は、控訴人西川直子及び同菅野賢治に対し、本判決確定の日から7日以内に、別紙謝罪目録4記載の内容の謝罪文を交付し、かつ、同内容の謝罪広告を、被控訴人東京都の公式ホームページ (<http://www.metrotokyo.jp/>) に、同別紙に記載した掲載条件で6か月間掲載せよ。
- (3) 被控訴人東京都は、別紙控訴人目録1ないし12, 同目録14ないし36記載の控訴人ら各自に対し、5万円及びこれに対する平成16年10月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第3 訴訟費用は、第1, 第2審とも被控訴人らの負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

#### 控訴の理由

控訴ら人が本訴の請求原因として主張する事実は、原判決事実摘示のとおりであるが、原判決には事実認定の誤りがあるので控訴を提起する。

以上

## お詫び

各位

私は、2004年10月19日、首都大学東京をサポートする会員制クラブ the Tokyo U-club の設立総会において、「フランス語は数を勘定できない言葉だから国際語として失格しているのも、むべなるかなという気がする。そういうものにしがみついている手合いが反対のための反対をしている。笑止千万だ」との発言をしましたが、フランス語が数を勘定できない言葉であるとの点及びフランス語が国際語として失格しているとの点はいずれも事実ではありません。このような誤った事実に基づき、フランス語を母語として使用し、フランス語学校を運営又は経営し、フランス語又はフランス語によって表記されるものを研究してその成果を教授し、フランス語の通訳・翻訳その他フランス語を業務の手段とし、さらには、フランス語を学習する人々の名誉を著しく毀損しましたことを、ここに深く陳謝します。

東京都知事 石原 慎太郎

## [掲載条件]

- 1 大きさは、2段・横10cmとする。
- 2 年月日は謝罪広告の日を記載する。
- 3 「お詫び」「東京都知事 石原慎太郎」の各文字は8Pゴシック、その他の文字は8P明朝とする。
- 4 謝罪広告の日に被告が東京都知事職を辞している場合は、「東京都知事 石原慎太郎」を「(前)東京都知事 石原慎太郎」とする。

## お詫び

私は、2004年10月19日、首都大学東京をサポートする会員制クラブ the Tokyo U-club の設立総会等において、「フランス語は数を勘定できない言葉だから国際語として失格しているのも、むべなるかなという気がする。そういうものにしがみついている手合いが反対のための反対をしている。笑止千万だ」との発言、「東京都立大学のフランス語またはフランス語文学の教員らの講座には、専攻希望者、受講者および履修者が一人もいない」旨の発言及び「同教員らは、新大学構想についても、保守的、自己保身的かつ退嬰的な考えから、反対のための反対をしている」旨の発言をしましたが、フランス語が数を勘定できない言葉であるとの点、フランス語が国際語として失格しているとの点、及び東京都立大学のフランス語またはフランス語文学の教員らの講座には、専攻希望者、受講者および履修者が一人もいないとの点はいずれも事実ではありません。このような誤った事実に基づき、フランス語を母語として使用し、フランス語学校を運営又は経営し、フランス語又はフランス語によって表記されるものを研究してその成果を教授し、フランス語の通訳・翻訳その他フランス語を業務の手段とし、さらには、フランス語を学習する人々の名誉のみならず、東京都立大学において、フランス語、フランス文学を研究・教授してきた原告西川直子殿及び原告菅野賢治殿の名誉を著しく毀損しましたことを、ここに深く陳謝します。

東京都知事 石原 慎太郎

## [掲載条件]

- 1 大きさは、1ページとする。
- 2 年月日はホームページ掲載の日を記載する。
- 3 「お詫び」「東京都知事 石原慎太郎」の各文字は14ポイントゴシック、その他の文字は12ポイント明朝とする。
- 4 謝罪広告の日に被告が東京都知事職を辞している場合は、「東京都知事 石原慎太郎」を「(前) 東京都知事 石原慎太郎」とする。

## お詫び

各位

東京都知事石原慎太郎は、2004年10月19日、首都大学東京をサポートする会員制クラブ the Tokyo U-club の設立総会において、「フランス語は数を勘定できない言葉だから国際語として失格しているのも、むべなるかなという気がする。そういうものにしがみついている手合いが反対のための反対をしている。笑止千万だ」との発言をしましたが、フランス語が数を勘定できない言葉であるとの点及びフランス語が国際語として失格しているとの点はいずれも事実ではありません。このような誤った事実に基づき、フランス語を母語として使用し、フランス語学校を運営又は経営し、フランス語又はフランス語によって表記されるものを研究してその成果を教授し、フランス語の通訳・翻訳その他フランス語を業務の手段とし、さらには、フランス語を学習する人々の名誉を著しく毀損しましたことを、ここに深く陳謝します。

年 月 日

東京都知事 石原 慎太郎

## [掲載条件]

- 1 被告の公式ウェブサイト (<http://www.metro.tokyo.jp/>) のホームページに「フランス語訴訟に関する石原都知事の謝罪文」との見出し文字を掲載する。
- 2 上記ウェブサイト内に上記謝罪文を掲載する。
- 3 上記見出しを上記謝罪文にリンクさせる。上記見出しから上記謝罪文に到達するために必要なクリック数は2回以下とする。
- 4 文字の大きさは、上記見出しについては12ポイント以上、上記謝罪文については10ポイント以上とする。
- 5 年月日は、謝罪広告掲載の日を記載する。
- 6 文字のフォントは、上記見出し並びに上記謝罪文中の「お詫び」及び「東京都知事 石原慎太郎」の各文字についてはゴシック体、その他の文字は明朝体とする。
- 7 文字の色は、黒色（但し、背景が黒または黒に近い色のときは白色）とする。

## お詫び

西川直子殿及び菅野賢治殿

東京都知事石原慎太郎は、2004年10月19日、首都大学東京をサポートする会員制クラブ the Tokyo U-club の設立総会等において、①東京都立大学のフランス語ないしフランス文学の教員である貴殿らは、フランス語という、数を数えられず、かつ、国際語として失格している言語にしがみついている、②貴殿らの開講科目には、専攻進学希望者、受講者および履修者が一人もいない、③貴殿らは、新大学構想についても、保守的、自己保身的かつ退嬰的な考えから、反対のための反対をしているとの各事実を摘示する発言をしましたが、これらの摘示事実はいずれも真実ではありません。このような誤った事実に基づき、貴殿らの名誉を著しく毀損しましたことを、ここに深く陳謝します。

年 月 日

東京都知事 石原 慎太郎

## [掲載条件]

- 1 被告の公式ウェブサイト (<http://www.metro.tokyo.jp/>) のホームページに「フランス語訴訟に関する石原都知事の謝罪文」との見出し文字を掲載する。
- 2 上記ウェブサイト内に上記謝罪文を掲載する。
- 3 上記見出しを上記謝罪文にリンクさせる。上記見出しから上記謝罪文に到達するために必要なクリック数は2回以下とする。
- 4 文字の大きさは、上記見出しについては12ポイント以上、上記謝罪文については10ポイント以上とする。
- 5 年月日は、謝罪広告掲載の日を記載する。
- 6 文字のフォントは、上記見出し並びに上記謝罪文中の「お詫び」及び「東京都知事 石原慎太郎」の各文字についてはゴシック体、その他の文字は明朝体とする。
- 7 文字の色は、黒色（但し、背景が黒または黒に近い色のときは白色）とする。